

(証券コード 5946)
2023年3月2日

株 主 各 位

山口県下関市長府扇町2番1号
株式会社 長 府 製 作 所
代表取締役社長 種 田 清 隆

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.chofu.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「長府製作所」又は「コード」に当社証券コード「5946」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 山口県下関市長府扇町2番1号 当会社
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第69期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について>

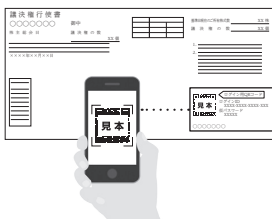
- ・マスクの持参、着用およびアルコール消毒液のご使用にご協力ください。
- ・会場入口付近での検温にご協力ください。発熱があると認められる方や体調不良と思われる方は、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

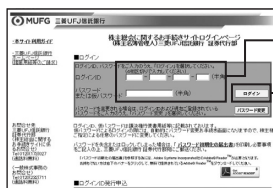
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

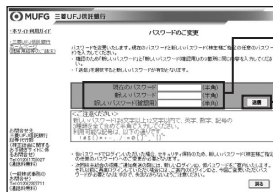
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及により、社会経済活動の平常化に向けて動き始めていますが、ウクライナ情勢等を受けた資源・エネルギー価格の高騰や急速に進んだ円安の影響もあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの商品需要とも関係の深い建築業界におきましては、新設住宅着工戸数は「持家」については物価高や資材価格の高騰の影響もあり減少傾向が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、グループ全体で経営資源の効率化を進め、組織および事業の合理化を図っていくため、完全子会社であるサンポット株式会社を2022年4月1日に吸収合併いたしました。また、部品不足や原材料価格の高騰に対しては、各種調達の見直しによるサプライチェーンの再構築や製品への価格転嫁を進めてまいりました。

研究開発部門では、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みとして、太陽光・太陽熱・空気熱の再生可能エネルギーを利用する次世代型太陽熱利用システムや環境負荷の低いヒートポンプ式給湯器・熱源機の研究開発を行ってまいりました。

一方、生産・購買部門におきましては、原材料の高騰や円安による原価上昇など厳しい状況が続くなか、グループをあげて原価低減の推進と生産性の向上に取り組んでまいりました。

売上高を製品別に見ますと、給湯機器につきましては、製品価格改定や部品不足による納期遅延の解消もあり、全体で219億14百万円（前期比16.0%増）となりました。空調機器につきましては、欧州向けのヒートポンプ熱源機が売上を大きく伸ばし、全体で202億9百万円（同4.8%増）となりました。システム機器につきましては、システムバスの販売が振るわず、全体で13億79百万円（同8.2%減）となりました。ソーラー機器・その他につきましては、エネワイターの売上が増加しましたが、その他関連部品の売上が減少し、全体で28億10百万円（同4.6%減）となりました。

エンジニアリング部門につきましては、受注が好調で34億80百万円（同56.7%増）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は497億92百万円（同11.0%増）となりました。利益面につきましては、売上高の増加に加え、製品価格改定の影響もあり、営業利益は29億69百万円（同33.8%増）、経常利益は53億70百万円（同29.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、38億66百万円（同32.7%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度における増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、12億79百万円であります。このうち主なものは、新製品金型代1億84百万円、社員寮新築工事2億84百万円などであります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第66期 (2019年12月期)	第67期 (2020年12月期)	第68期 (2021年12月期)	第69期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高 (百万円)	45,228	43,515	44,858	49,792
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,836	2,607	2,913	3,866
1株当たり当期純利益 (円)	52円88銭	75円05銭	83円88銭	111円55銭
総資産 (百万円)	135,354	135,772	137,473	138,140
純資産 (百万円)	124,916	126,234	128,300	128,579
1株当たり純資産額 (円)	3,595円81銭	3,633円75銭	3,693円24銭	3,737円48銭

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第66期 (2019年12月期)	第67期 (2020年12月期)	第68期 (2021年12月期)	第69期 (当期) (2022年12月期)
売上高 (百万円)	34,206	33,528	34,763	44,675
当期純利益 (百万円)	1,813	2,532	2,863	5,843
1株当たり当期純利益 (円)	52円20銭	72円91銭	82円42銭	168円56銭
総資産 (百万円)	128,761	129,798	131,409	136,627
純資産 (百万円)	122,086	123,214	125,125	127,234
1株当たり純資産額 (円)	3,514円35銭	3,546円82銭	3,601円85銭	3,698円39銭

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあって、経済活動は正常化に向かっているものの、ウクライナ情勢の長期化による資源価格の高止まりに加え、金融資本市場の環境変化による世界的なインフレの加速が懸念され、景気の先行きについては予断を許さぬ状況となっております。

また、当社グループの商品需要とも関係の深い建築業界におきましては、住宅着工戸数は全体としては回復基調が継続していくと思われませんが、「持家」については建築資材の上昇や物価高等により住宅需要への影響が懸念されます。

このような経営環境のなか当社グループでは、日々変化する市場ニーズへの素早い対応と顧客満足度の向上を進めてまいります。営業部門におきましては、省エネ・高効率商品のシェアアップ、東北・北海道地方に強いSUNPOTブランドを有効活用し、当社製品のさらなるシェアアップを目指します。この他、海外での販売につきましては、環境負荷の低いヒートポンプ式熱源機の展開に注力してまいります。開発部門におきましては、人と地球にやさしい省エネ・高効率商品の開発を目指してまいります。生産・購買部門におきましては、全員がコスト意識をもって原価低減、生産性の向上に取り組み、グループをあげて経営全般の合理化と業績の向上に努力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後共一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

部 門	主 要 製 品
給 湯 機 器	石油給湯器、石油風呂釜、ガス給湯器、ガス風呂釜、電気温水器、エコキュート
空 調 機 器	ルームエアコン、石油暖房機、ガス暖房機、温水暖房システム、地中熱ヒートポンプ、融雪システム
シ ス テ ム 機 器	システムバス、人工大理石浴槽、システムキッチン
ソ ー ラ ー 機 器	太陽熱温水器、太陽熱利用給湯システム、ソーラー床下換気扇
エンジニアリング部門	エンジニアリング、メンテナンス
そ の 他	熱機器及び付属品他

(6) 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

① 当 社

工 場：本社工場（山口県下関市）、花巻、宇都宮、滋賀

支 店：札幌、東京、大阪、福岡

営業所：釧路、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、秋田、仙台、埼玉、横浜、
千葉、名古屋、金沢、松本、香川、岡山、広島、沖縄

② 子会社

・株式会社大阪テクノクラート

本 社：大阪府堺市

営業所：東京、札幌

・株式会社インサイトエナジー

本 社：大阪府堺市

営業所：東京、札幌

・サンポットエンジニアリング株式会社

本 社：北海道札幌市

(7) **使用人の状況** (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 1,193 (258) 名

(注) 1. 使用人数は、当社及び連結子会社の就業人員であります。

2. パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,144 (233) 名	184名	40.9歳	15.8年

(注) パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **重要な子会社の状況** (2022年12月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大阪テクノクラート	40百万円	100%	熱エネルギー供給システムの設計・施工
株式会社インサイトエナジー	10百万円	100%	熱エネルギー供給システムのメンテナンス
サンポットエンジニアリング株式会社	16百万円	100%	サンポットブランド製品・システムのメンテナンス

(注) 2022年4月1日付で、当社の連結子会社であるサンポット株式会社を吸収合併しております。

(9) **主要な借入先及び借入額** (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 77,750,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,739,312株 (うち自己株式336,600株)
- (3) 当事業年度末の株主数 9,074名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
JP MORGAN CHASE BANK 380055	5,056,200株	14.69%
長府物産株式会社	4,313,138	12.53
株式会社長府精機	4,097,549	11.91
株式会社長府共済会	3,174,270	9.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,243,400	6.52
株式会社西日本シティ銀行	1,734,800	5.04
株式会社山口銀行	1,723,800	5.01
株式会社ノーリツ	1,079,400	3.13
明治安田生命保険相互会社	722,693	2.10
福山通運株式会社	692,050	2.01

(注) 1. 2022年8月31日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて1,241,188株減少しております。

2. 持株比率は自己株式 (336,600株) を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川 上 康 男	
代表取締役社長	種 田 清 隆	
常務取締役	中 村 修 一	
取 締 役	和 田 健	花巻工場工場長
取 締 役	江 川 芳 明	製造本部長
取 締 役	林 徹 郎	東京支店長
取 締 役	川 上 康 弘	営業部長
取 締 役	三 久 保 忠 俊	宇都宮工場営業部長
取 締 役	西 島 一 幸	(株)大阪テクノクラート出向、同社代表取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	伊 牟 田 茂	
取 締 役 (監査等委員)	山 元 浩	弁護士（山元浩法律事務所所長）
取 締 役 (監査等委員)	椋 梨 敬 介	(株)山口フィナンシャルグループ 代表取締役社長 CEO

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山元 浩氏及び椋梨 敬介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役（監査等委員）山元 浩氏及び椋梨 敬介氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役（監査等委員）山元 浩氏は、弁護士としての業務経験が豊富であり、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）椋梨 敬介氏は、金融機関での業務経験が豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回契約時には同内容での更新を予定しております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について、下記のとおり決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

個別の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の決定については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役を含む取締役会での協議を経て、代表取締役に再一任する。当社は明確な業績連動報酬は採用していないが、基本報酬の個人配分ならびに業績を反映した賞与を支給し、その支給の可否および支給額は、代表取締役が総合的に勘案して決定する。監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議を経て決定する。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長川上康男および代表取締役社長長田清隆の両氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。両氏に本権限を委任した理由は、当社の業績・職責等を含めた状況を総合的に勘案した評価をおこなうには代表取締役が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固 定 報 酬	賞 与	退 職 慰 労 金	
取締役 (監査等委員を除く)	84	58	26	—	9
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13 (6)	13 (6)	—	—	5 (3)
合 計 （うち社外取締役）	98 (6)	72 (6)	26 (—)	—	14 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 対象となる役員の員数には、2022年3月25日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名を含んでおります。

3. 取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について月額200万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等および他の法人等の社外役員等との兼職状況

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 元 浩	山元浩法律事務所所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	椋 梨 敬 介	(株)山口フィナンシャルグループ 代表取締役社長 CEO

(注) 当社の社外役員が業務執行取締役等を兼職する当該他の法人等との関係は次のとおりであります。

1. 当社は、山元浩法律事務所との間には特別な関係はありません。
2. 当社は、(株)山口フィナンシャルグループとの間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 元 浩	山元浩氏は、取締役（監査等委員）に就任以降、豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席。監査等委員会12回のすべてに出席。必要に応じ、主に弁護士として専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	椋 梨 敬 介	椋梨敬介氏は、取締役（監査等委員）に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。2022年3月25日就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席。監査等委員会10回のすべてに出席。監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項についての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
① 報酬等の額	33百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、検討のうえ、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【1】業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、保存すべき情報の内容に応じて、検索性の高い状態で保存・管理するための手順を、文書管理規程に定める。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、会社の存続にかかわる重大な事案の発生等によるリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての体制を整備する。
- ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜随時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる事項など一切の事項について、審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程および職務分掌規程にもとづいて行う。

(4) **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- ① 取締役会において、社員等（取締役および使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社員等が当社の社会的責任および企業倫理を果たすように行動するため、長府製作所行動基準としてコンプライアンス規程を定める。
- ② 長府製作所行動基準の履行状況を確認するため、総務担当役員は、コンプライアンス体制の構築および運用を行う。また、内部通報の受付窓口を総務部に設置し、不正行為等の早期発見、是正に努める。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切の関係を持たず、介入が疑われる場合は直ちに取締役会に報告し、会社全体の問題として方針を定め、不当な利益を付与することがないよう毅然とした態度で対応する。

(5) **会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

総務部は、企業集団全体のコンプライアンス体制の構築に努め、適切に運用する。

(6) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要に応じ人員を配置することができる。

(7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前号により監査等委員会の職務を補助すべき者として配置された使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(8) **取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

社員等は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会にその都度報告する。

(9) **監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な処遇、不当な処分を行わない。

(10) **監査等委員会の職務執行のための費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員会の職務執行のための費用等については、必要でないと認められた場合を除き、その都度負担する。

(11) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は取締役会に出席し、適宜取締役と意見交換し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を行う。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を12回開催しております。

(2) 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議に出席する他、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で必要に応じて情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部統制基本計画に基づき、当社の業務が、法令や企業理念、社内規程等に従って適正かつ効率的に遂行されているかについて評価・検証するため、内部監査室が監査等委員、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	28,081	流 動 負 債	8,644
現金及び預金	4,971	支払手形及び買掛金	4,304
受取手形、売掛金及び 契 約 資 産	9,082	未 払 法 人 税 等	1,027
有 価 証 券	4,709	賞 与 引 当 金	309
商 品 及 び 製 品	5,181	製 品 補 償 損 失 引 当 金	66
仕 掛 品	646	製 品 保 証 引 当 金	215
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,068	未 払 金	818
そ の 他	427	未 払 費 用	82
貸 倒 引 当 金	△5	預 り 金	1,118
固 定 資 産	110,058	そ の 他	701
有 形 固 定 資 産	23,165	固 定 負 債	915
建 物 及 び 構 築 物	6,130	退 職 給 付 に 係 る 負 債	545
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,247	そ の 他	370
土 地	14,473	負 債 合 計	9,560
建 設 仮 勘 定	118	純 資 産 の 部	
そ の 他	194	株 主 資 本	127,599
無 形 固 定 資 産	320	資 本 金	7,000
投 資 其 他 の 資 産	86,573	資 本 剰 余 金	3,552
投 資 有 価 証 券	85,337	利 益 剰 余 金	117,719
長 期 貸 付 金	226	自 己 株 式	△672
繰 延 税 金 資 産	626	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	980
そ の 他	382	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	749
貸 倒 引 当 金	△0	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	231
資 産 合 計	138,140	純 資 産 合 計	128,579
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	138,140

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	49,792
売上原価	37,858
売上総利益	11,933
販売費及び一般管理費	8,964
営業利益	2,969
営業外収益	
受取利息	769
受取配当金	384
不動産賃貸収入	628
売却電気の収入	581
その他	480
営業外費用	
支払利息費用	7
不動産賃貸費用	263
売却電気の費用	168
その他	4
経常利益	444
特別利益	5,370
固定資産売却益	67
特別損失	
固定資産処分損	1
投資有価証券評価損	36
税金等調整前当期純利益	38
法人税、住民税及び事業税	1,595
法人税等調整額	△63
当期純利益	5,399
親会社株主に帰属する当期純利益	1,532
	3,866
	3,866

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年1月1日残高	7,000	3,568	117,695	△2,607	125,655
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,250		△1,250
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,866		3,866
自己株式の取得				△672	△672
自己株式の消却		△15	△2,592	2,607	-
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△15	24	1,935	1,943
2022年12月31日残高	7,000	3,552	117,719	△672	127,599

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2022年1月1日残高	2,563	81	2,645	128,300
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,250
親会社株主に帰属する 当期純利益				3,866
自己株式の取得				△672
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	△1,814	149	△1,664	△1,664
連結会計年度中の変動額合計	△1,814	149	△1,664	278
2022年12月31日残高	749	231	980	128,579

連結注記表

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社大阪テクノクラート

株式会社インサイトエナジー

サンボットエンジニアリング株式会社

連結子会社でありましたサンボット株式会社は、2022年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称

長府機工株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

長府機工株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
以外のもの 入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、貯蔵品…当社は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低
下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料、仕掛品 …当社は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低
下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年
4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しておりま
す。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく
定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ 製品補償損失引当金

製品補償に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しております。

ニ 製品保証引当金

製品販売後のアフターサービス費用に備えるため、売上高を基準として過去の実績負担率により算定した額を基礎に計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

当社グループは主として給湯機器・空調機器の製造・販売を行っており、これらの販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、日本国内の販売については、出荷時点と引渡時点の期間が通常の期間であるため、出荷時点で当該製品の収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費の一部及び営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除する方法に変更しております。また、従来は有償支給した原材料等の支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は199百万円減少し、売上総利益及び営業利益は199百万円それぞれ減少しておりますが、営業外費用も199百万円減少したため、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、収束時期の見通しが不透明な状況にありますが、連結計算書類作成時点においては、当連結会計年度末の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと想定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響等には不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(製品保証引当金)

従来、製品の無償サービス費用については、無償サービスの実施時に費用処理しておりましたが、当連結会計年度から、収益認識会計基準等の適用に加え、過年度の実績値の把握ができるように管理体制を整備したため、当連結会計年度から過去の支出実績率を基礎に計算した無償サービスの費用見込額を製品保証引当金として計上しております。

これに伴い、費用見込額150百万円を販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べて営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が150百万円減少しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 36,800百万円 |
| (2) 有形固定資産の圧縮記帳額 | |
| 建物及び構築物 | 169百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 57百万円 |
| 土地 | 778百万円 |
| その他 | 2百万円 |
| (3) 連結会計年度末日満期手形（期日現金を含む）の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形（期日現金を含む）が連結会計年度末残高に含まれております。 | |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 185百万円 |
| 支払手形及び買掛金 | 290百万円 |

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
 普通株式 34,739,312株

- (2) 配当に関する事項

① 配当支払金額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	625百万円	18円	2021年 12月31日	2022年 3月28日
2022年8月9日 取締役会	普通株式	625百万円	18円	2022年 6月30日	2022年 8月22日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年3月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・ 配当金の総額 688百万円
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 2022年12月31日
- ・ 効力発生日 2023年3月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として信用力の高い金融機関に対する預金や安全性の高い債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券である株式及び債券については、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。これらについては、定期的に時価や発行体の財務状況の把握を行い、継続的に保有状況の見直しを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

短期借入金には主に営業取引に係る運転資金の調達であり、短期の国内市場の金利状況を反映した変動金利での資金調達を行っております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、毎月及び適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,556百万円）については、次表には含めておりません。また、現金については注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
有価証券及び投資有価証券	87,491	87,491	—
資産合計	87,491	87,491	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,783	1,020	－	9,803
債券	－	77,438	－	77,438
その他	－	248	－	248
資産計	8,783	78,707	－	87,491

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都、福岡県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等を保有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	2,876	△73	2,803	2,685
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	3,984	△84	3,899	7,101

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当期増減額のうち、主な減少額は減価償却による減少であります。
 3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については重要性が乏しいことから、固定資産税評価額等の適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格で算定したものであります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2022年12月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他
賃貸等不動産	256	81	175	－
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	371	182	189	－

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	製品の種別区分					合計
	給湯機器	空調機器	システム機器	ソーラー機器・その他	エンジニアリング部門	
一時点で移転される財又はサービス	21,914	20,209	1,379	2,810	1,363	47,675
一定期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	—	—	2,117	2,117
外部顧客への売上高	21,914	20,209	1,379	2,810	3,480	49,792

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,737円48銭
1株当たり当期純利益	111円55銭

11. 企業結合に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年12月17日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付で、当社の連結子会社であったサンポット株式会社を吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及び当該事業の内容

被合併企業の名称：サンポット株式会社

事業の内容：空調機器の製造、販売等

(2) 企業結合日

2022年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、サンポット株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社長府製作所

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループ全体で保有する経営資源の効率化を進め、組織及び事業の合理化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,645	流 動 負 債	8,131
現金及び預金	4,030	支払手形	86
受取手形	2,763	買掛金	3,968
売掛金	5,929	未払金	827
有価証券	4,709	未払費用	73
商品及び製品	5,139	預り金	1,111
仕掛品	645	未払法人税等	897
原材料及び貯蔵品	3,023	製品補償損失引当金	66
その他	407	製品保証引当金	215
貸倒引当金	△2	賞与引当金	291
固 定 資 産	109,982	役員賞与引当金	26
有 形 固 定 資 産	23,103	その他の	567
建築物	5,786	固 定 負 債	1,261
構築物	325	長期未払金	95
機械及び装置	2,211	退職給付引当金	902
車両運搬具	14	長期預り敷金	262
工具器具及び備品	191	負 債 合 計	9,392
土地	14,453	純 資 産 の 部	
リース資産	1	株 主 資 本	126,478
建設仮勘定	118	資 本 金	7,000
無 形 固 定 資 産	317	資 本 剰 余 金	3,552
ソフトウェア	166	資 本 準 備 金	3,552
のれん	9	利 益 剰 余 金	116,599
その他	141	利 益 準 備 金	753
投 資 其 他 の 資 産	86,560	その他利益剰余金	115,845
投資有価証券	84,964	退職給与積立金	520
関係会社株式	326	別 途 積 立 金	87,562
長期貸付金	226	繰越利益剰余金	27,762
保険積立金	246	自 己 株 式	△672
差入保証金	89	評 価 ・ 換 算 差 額 等	755
繰延税金資産	684	その他有価証券評価差額金	755
その他	23	純 資 産 合 計	127,234
貸倒引当金	△0	負 債 及 び 純 資 産 合 計	136,627
資 産 合 計	136,627		

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		44,675
売上原価		33,840
売上総利益		10,834
販売費及び一般管理費		8,068
営業利益		2,765
営業外収益		
受取利息	1	
有価証券利息	767	
受取配当金	401	
不動産賃貸収入	628	
為替差益	213	
売却電気の収入	581	
その他	257	2,850
営業外費用		
支払利息費用	7	
不動産賃貸費用	263	
売却電気の費用	168	
その他	4	443
経常利益		5,172
特別利益		
固定資産売却益	67	
抱合せ株式消滅差益	2,061	2,129
特別損失		
固定資産処分損	1	
投資有価証券評価損	36	38
税引前当期純利益		7,263
法人税、住民税及び事業税	1,441	
法人税等調整額	△21	1,420
当期純利益		5,843

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	特 別 償 却 準 備 金	退 職 給 与 積 立 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
2022年1月1日残高	7,000	3,552	15	3,568	753	71	520		87,562	25,690	114,599
事業年度中の変動額											
特別償却準備金の取崩						△71				71	-
剰余金の配当										△1,250	△1,250
当期純利益										5,843	5,843
自己株式の取得											-
自己株式の消却			△15	△15						△2,592	△2,592
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											-
事業年度中の変動額合計	-	-	△15	△15	-	△71	-	-	-	2,071	2,000
2022年12月31日残高	7,000	3,552	-	3,552	753	-	520		87,562	27,762	116,599

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計 合 計
	自己株式	株 主 資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 合 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
2022年1月1日残高	△2,607	122,559	2,566	2,566	125,125
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		-			-
剰余金の配当		△1,250			△1,250
当期純利益		5,843			5,843
自己株式の取得	△672	△672			△672
自己株式の消却	2,607	-			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	△1,810	△1,810	△1,810
事業年度中の変動額合計	1,935	3,919	△1,810	△1,810	2,108
2022年12月31日残高	△672	126,478	755	755	127,234

個別注記表

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
以外のもの 入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料… 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しておりま
す。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4
月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 4～17年

工具器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3年～5年）に基づ
く定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 製品補償損失引当金

製品補償に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しております。

⑤ 製品保証引当金

製品販売後のアフターサービス費用に備えるため、売上高を基準として過去の実績負担額を基準に算定した額を基礎に計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

商品及び製品の販売

当社は主として給湯機器・空調機器の製品の製造・販売を行っており、これらの販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、日本国内の販売については、出荷時点と引渡時点の期間が通常の期間であるため、出荷時点で当該製品の収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費の一部及び営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除する方法に変更しております。また、従来は有償支給した原材料等の支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は199百万円減少し、売上総利益及び営業利益は199百万円それぞれ減少しておりますが、営業外費用も199百万円減少したため、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による当社の影響は、収束時期の見通しが不透明な状況にあります。計算書類作成時点においては、当事業年度末の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと想定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響等には不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(製品保証引当金)

従来、製品の無償サービス費用については、無償サービスの実施時に費用処理しておりましたが、当事業年度から、収益認識会計基準等の適用に加え、過年度の実績値の把握ができるよう管理体制を整備したため、当事業年度から過去の支出実績率を基礎に計算した無償サービスの費用見込額を製品保証引当金として計上しております。

これに伴い、費用見込額150百万円を販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べて営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が150百万円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 36,483百万円 |
| (2) 満期手形 | |

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

- | | |
|--------------------|--------|
| 受取手形 | 185百万円 |
| 支払手形 | 290百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 88百万円 |
| 短期金銭債務 | 36百万円 |

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針（5）収益及び費用の計上基準」に記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,698円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 168円56銭 |

12. 企業結合に関する注記

（共通支配下の取引等）

（連結子会社の吸収合併）

当社は、2021年12月17日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付で、当社の連結子会社であるサンボット株式会社を吸収合併いたしました。

なお、詳細につきましては、連結計算書類「連結注記表 11.企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

株式会社 長府製作所
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 平塚博路
業務執行社員
指定社員 公認会計士 稲積博則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長府製作所の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長府製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

株式会社 長府製作所
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 平塚博路
業務執行社員

指定社員 公認会計士 稲積博則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長府製作所の2022年1月1日から2022年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す

ることが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月16日

株式会社長府製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 伊 牟 田 茂

社外監査等委員 山 元 浩

社外監査等委員 椋 梨 敬 介

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の強化を行ないつつ、安定的な配当を実施することを基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円
なお、この場合の配当総額は、688,054,240円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月27日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）9名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役（監査等委員であるものを除く）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会からは、特段の意見はありません。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	川上康男 (1946年12月21日生)	1971年2月 当社入社 1985年3月 当社取締役東京営業所長 1987年3月 当社取締役宇都宮工場長 1997年12月 当社代表取締役社長 2012年3月 当社代表取締役会長（現任）	291,510株
2	種田清隆 (1955年2月3日生)	1979年3月 当社入社 2008年3月 当社取締役技術部長 2014年4月 当社常務取締役 2018年5月 当社専務取締役 2019年3月 当社代表取締役社長（現任）	3,200株
3	川上康弘 (1962年7月1日生)	2004年10月 当社入社 2014年3月 当社取締役総務部長 2017年2月 当社取締役滋賀工場長 2021年2月 当社取締役営業部長（現任）	6,400株
4	和田健 (1957年4月28日生)	1982年3月 当社入社 2013年3月 当社取締役営業部長 2015年3月 当社取締役営業部長兼福岡支店長 2016年3月 当社取締役営業部長 2021年2月 当社取締役 サンボット(株)出向 2021年3月 当社取締役 サンボット(株)出向 同社常務取締役 2022年4月 当社取締役花巻工場長（現任）	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	林 徹 郎 (1960年8月21日生)	1985年4月 当社入社 2014年3月 当社取締役東京支店長(現任)	2,900株
6	三久保 忠 俊 (1966年1月14日生)	1995年3月 当社入社 2021年3月 当社取締役宇都宮工場営業部長(現任)	3,400株
7	西 島 一 幸 (1970年1月1日生)	1994年4月 当社入社 2021年3月 当社取締役(現任) (株)大阪テクノクラート出向 同社常務取締役 2022年3月 同社代表取締役社長(現任)	1,000株

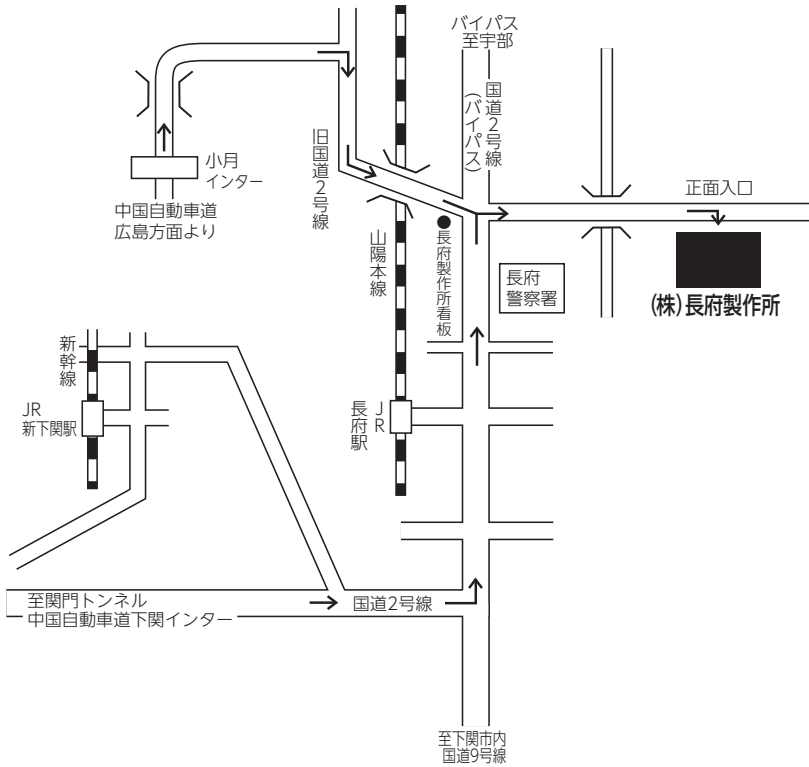
(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者とした理由

- ・川上康男氏は、1997年より当社社長に就任し、現在は、当社会長として、当社グループ全般を統括していることから、経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
 - ・種田清隆氏は、2019年より当社社長に就任し、当社社長として当社の業務全般を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
 - ・川上康弘氏は、当社取締役として、西日本エリアの営業を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
 - ・和田健氏は、当社取締役として、北日本エリアの業務全般を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
 - ・林徹郎氏は、当社取締役として、首都圏エリアの営業を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
 - ・三久保忠俊氏は、当社宇都宮工場営業部長として、東日本エリアの営業を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
 - ・西島一幸氏は、子会社(株)大阪テクノクラートの代表取締役社長として、同社の業務全般を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金などを当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内略図



- ・ 下関インターより当社まで 約 8 km
- ・ 小月インター 〃 約 6 km
- ・ J R (新幹線)新下関駅 〃 約 8 km
- ・ J R 長府駅 〃 約 1.5km